

(平成19年3月26日市長決裁)

## 蓮田市附属機関等の会議の公開に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関及びこれに類似する協議会等（以下「附属機関等」という。）が行う会議の公開等に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象とする会議)

第2条 この要綱の対象となる会議は、附属機関等が行うすべての会議とする。

(会議の公開基準)

第3条 附属機関等の会議は、市政の透明性及び公正性を確保するため、原則として公開とする。ただし、当該会議の内容が次のいずれかに該当するときは、当該会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

- (1) 法令等の規定により会議が非公開とされているとき。
- (2) 蓮田市情報公開条例（平成13年蓮田市条例第14号。以下「条例」という。）第7条各号に定める不開示情報に該当すると認められる事項について審議等を行うとき。
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が阻害され、会議の目的が達成できないおそれがあるとき。

(会議の非公開の決定等)

第4条 附属機関等の長は、前条に規定する会議の公開基準に基づき、当該附属機関等の会議の一部非公開又は非公開とすることができる。この場合において、附属機関等の長は、必要があると認めるときは、当該附属機関等の委員の意見を聴くことができる。

- 2 附属機関等の長は、会議の一部非公開又は非公開と決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、附属機関等の長が選任されていない場合における会議の一部非公開又は非公開の決定は、市長が行うものとする。

(会議の傍聴等)

第5条 附属機関等の会議は、原則として傍聴することができるものとする。ただし、第4条の規定により会議の一部非公開又は非公開と決定したときは、この限りでない。

- 2 附属機関等の長は、会議の都度、傍聴することができる者の定員を定めることができる。
- 3 傍聴を希望する者が前項の定員を超えるときは、先着順により傍聴を認める者（以下「傍聴者」という。）を決定するものとする。ただし、附属機関等の長が

必要と認めるときは、抽選その他の方法により傍聴者を決定することができる。

(傍聴者の守るべき事項)

第6条 傍聴者は、附属機関等の会議の傍聴に当たっては、次の各号に規定する事項を守り、かつ、附属機関等の長の指示に従わなければならない。

- (1) 会議の進行の妨げになる行為をしてはならない。
- (2) 他の傍聴者の迷惑となる行為をしてはならない。
- (3) 許可を得ずに会議の写真又は映像等を撮影し、又は録音等をしてはならない。

2 附属機関等の長は、傍聴者が前項の規定に違反するときは、その者に退場を命ずることができる。この場合、傍聴者は、速やかに開催場所から退場しなければならない。

(会議資料の提供)

第7条 附属機関等の長は、会議を公開する場合において、当該会議に付する資料があるときは、原則として同様のものを傍聴者に配布するものとする。ただし、図面、写真、報告書等については、傍聴人の閲覧に供することにより行うことができる。

(会議開催の事前公表)

第8条 附属機関等の庶務を担当する課の長（以下「担当課長」という。）は、当該附属機関等の会議を開催するに当たっては、原則として事前公表するものとする。

2 事前公表に当たっては、次の各号に掲げる事項を会議の開催日前7日までに市のホームページに掲載することにより公表するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要が生じたときは、会議を開催することが決定された後、直ちに掲載するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 会議の議題
- (4) 会議の公開、非公開の別
- (5) 会議の全部又は一部を非公開にする場合においては、その理由
- (6) 傍聴者の定員及び傍聴を希望する者が定員を超えた場合の措置（会議を全部非公開とする場合は不要）
- (7) 傍聴手続（会議を全部非公開とする場合は不要）
- (8) 問い合わせ先

(会議録の作成)

第9条 附属機関等は、会議の公開、非公開の別にかかわらず、会議終了後、速やかに会議録を作成するものとする。

2 会議録は、原則として要点筆記により、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 出席委員及び欠席委員の氏名
- (3) 説明のため出席した事務局職員の職氏名
- (4) 議題及び議事の要旨
- (5) 前各号に掲げるもののほか、附属機関等の長又は会議において必要と認められた事項

3 会議録には、会議の資料を必要に応じ添付するものとする。

(会議録等の公表)

第10条 担当課長は、会議録が作成されたときは、直ちに当該会議の内容及び会議の資料（以下「会議録等」という。）をホームページに掲載することにより公表するものとする。ただし、ホームページに掲載することが困難な資料を除く。

2 前項の場合において、会議録等の一部に条例第7条各号に規定する不開示情報が記載されているときは、当該不開示情報の部分を除いたものをホームページに掲載しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、附属機関等の長が会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月1日改正）

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。